

事前開示事項

2022年11月24日

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地

サンテック株式会社

代表取締役 鄭 元鎬

当社（2023年4月1日付で santec Holdings 株式会社に商号変更予定。）は、santec AOC 株式会社（以下「承継会社①」といいます。）、santec LIS 株式会社（以下「承継会社②」といいます。）、santec OIS 株式会社（以下「承継会社③」といいます。）、santec Japan 株式会社（以下「承継会社④」といいます。）との間で、2022年11月11日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社の AOC カンパニー事業を承継会社①へ承継させる吸収分割（以下「本件分割①」といいます。）、当社の LIS カンパニー事業を承継会社②へ承継させる吸収分割（以下「本件分割②」といいます。）、当社の OIS カンパニー事業を承継会社③へ承継させる吸収分割（以下「本件分割③」といいます。）、並びに当社の国内販売事業及びソリューション事業を承継会社④へ承継させる吸収分割（以下「本件分割④」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第 782 条及び会社法施行規則第 183 条に基づき、以下の各号に定める事項につき開示いたします。

なお、本書面の備置期間は、吸収分割契約等備置開始日より効力発生日後 6 ヶ月を経過する日まで（2022年11月24日より2023年10月2日まで）とします。

I. 本件分割①

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割①に際して承継会社①は、普通株式900株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社①の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社①の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項の定め有無

会社法第758条第8号に掲げる事項の定めはありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定め相当性に関する事項

会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めはありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社①は、2022年5月30日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。承継会社①の成立の日における貸借対照表は、別紙2-①のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債

務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社①は、本件分割①後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

II. 本件分割②

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割②に際して承継会社②は、普通株式900株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社②の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社②の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項の定め有無

会社法第758条第8号に掲げる事項の定めはありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定め相当性に関する事項

会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めはありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社②は、2022年5月30日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。承継会社②の成立の日における貸借対照表は、別紙2-②のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債

務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社②は、本件分割②後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

III. 本件分割③

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割③に際して承継会社③は、普通株式900株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社③の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社③の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項の定め有無

会社法第758条第8号に掲げる事項の定めはありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定め相当性に関する事項

会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めはありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社③は、2022年5月30日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。承継会社③の成立の日における貸借対照表は、別紙2-③のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債

務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社③は、本件分割③後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

IV. 本件分割④

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割④に際して承継会社④は、普通株式900株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社④の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社④の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項の定め有無

会社法第758条第8号に掲げる事項の定めはありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定め相当性に関する事項

会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めはありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社④は、2022年5月30日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。承継会社④の成立の日における貸借対照表は、別紙2-④のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債

務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）該当事項はありません。

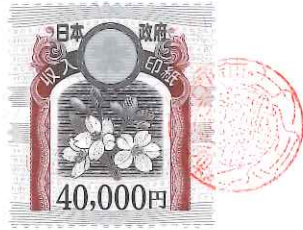
7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社④は、本件分割④後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1 吸収分割契約の内容

(次頁以降のとおり)



吸 収 分 割 契 約 書

サンテック株式会社（以下「甲」という。）、santec AOC株式会社（以下「乙」という。）、santec LIS株式会社（以下「丙」という。）、santec OIS株式会社（以下「丁」という。）及び santec Japan 株式会社（以下「戊」といい、乙、丙、丁と合わせて「乙～戊」という。）は、次のとおり吸収分割契約を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲のAOCカンパニー事業（以下「本件AOC事業」という。）に関して有する権利義務の全部を乙に、甲のLISカンパニー事業（以下「本件LIS事業」という。）に関して有する権利義務の全部を丙に、甲のOISカンパニー事業（以下「本件OIS事業」という。）に関して有する権利義務の全部を丁に、甲の国内販売事業及びソリューション事業（以下「本件販売事業」という。）に関して有する権利義務の全部を戊に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

2 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号 サンテック株式会社（2023年4月1日付で「santec Holdings株式会社」に商号変更予定）

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号 santec AOC株式会社

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

(3) 吸収分割承継会社（丙）

商号 santec LIS株式会社

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

(4) 吸収分割承継会社（丁）

商号 santec OIS株式会社

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

(5) 吸収分割承継会社（戊）

商号 santec Japan株式会社

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

（分割対価の交付及び割当て）

第2条 乙～戊は本件分割に際して、それぞれ普通株式900株を発行し、すべて甲に割り当てる。

(資本金、準備金)

第3条 本件分割により増加する乙～戊のそれぞれの資本金及び準備金の額は次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件 AOC 事業、本件 LIS 事業、本件 OIS 事業、及び本件販売事業に係る資産及び負債の状態により、甲及び乙～戊間で協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 資本金 | 49,000,000 円 |
| (2) 資本準備金 | 12,500,000 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

(承継する権利義務)

第4条 乙～戊は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債及び権利義務を甲より承継する。

- 2 甲は、前項の規定により乙～戊が承継するすべての債務について、効力発生日をもって、重疊的債務引受けを行うものとする。

(効力発生日)

第5条 本件分割の効力発生日は 2023 年 4 月 1 日とする。ただし、本件分割の手の進行に応じ、必要がある場合は、甲及び乙～戊で協議のうえ、これを変更することができる。

(効力発生の条件)

第6条 本件分割の効力発生は、甲乙間の吸収分割、甲丙間の吸収分割、甲丁間の吸収分割、甲戊間の吸収分割を同時に行うものとし、いずれかの吸収分割が効力を生じない場合は、他の吸収分割もその効力を生じないものとする。

(吸収分割契約承認株主総会)

第7条 甲及び乙～戊は、それぞれ、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本件分割に必要な事項につき、株主総会による承認を求める。ただし、手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙～戊で協議のうえ、これを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、本件分割が会社法第 784 条第 2 項に規定する要件を満たすため、甲の株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙～戊は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙～戊で協議のうえ、これを行うものとする。

(条件の変更、契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙～戊の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲及び乙～戊で協議のうえ本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(競業)

第10条 甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本件AOC事業、丙が承継する本件LIS事業、丁が承継する本件OIS事業、及び戊が承継する本件販売事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、①効力発生日の前日までに第7条に定める乙～戊の株主総会における本契約の承認、又は、②法令に基づき本件分割に必要なとされる関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙～戊で協議のうえこれを決定する。

以上のとおり契約したので、本契約書1通を作成し、甲及び乙～戊が各自記名押印のうえ、甲が本契約書原本を保有し、乙～戊はその写しを保有する。

2022年11月11日

甲 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
サンテック株式会社
代表取締役 鄭 元鎬



乙 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
santec AOC 株式会社
代表取締役 上原 昇



丙 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
santec LIS 株式会社
代表取締役 宮腰 泰平



丁 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
santec OIS 株式会社
代表取締役 諫本 圭史



戊 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
santec Japan 株式会社
代表取締役 金城 大誠



承継権利義務明細表（乙）

本件分割において、乙が甲より承継する本件 AOC 事業における資産、負債その他権利義務は以下のとおりである。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2022 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

（1）流動資産

本件 AOC 事業に係る現金及び預金、受取手形及び売掛金、短期貸付金、商品及び製品、仕掛品、原材料、その他流動資産。

（2）固定資産

本件 AOC 事業に係る建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、ソフトウェア、長期貸付金、その他固定資産。

2. 承継の対象となる債務

（1）流動負債

本件 AOC 事業に係る支払手形及び買掛金、契約負債、その他流動負債。

（2）固定負債

なし

3. 承継の対象となる契約（労働契約を除く。）及び権利義務

本件 AOC 事業に係る契約及び権利義務。

4. 労働契約

本件 AOC 事業に従事する従業員の労働契約は承継しない。なお、乙が承継した本件 AOC 事業を行うにあたっては、甲の従業員を甲から乙に出向させることとする。

承継権利義務明細表（丙）

本件分割において、丙が甲より承継する本件 LIS 事業における資産、負債その他権利義務は以下のとおりである。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2022 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

（1）流動資産

本件 LIS 事業に係る現金及び預金、受取手形及び売掛金、商品及び製品、仕掛品、原材料、その他流動資産。

（2）固定資産

本件 LIS 事業に係る機械装置及び運搬具、ソフトウェア、その他固定資産。

2. 承継の対象となる債務

（1）流動負債

本件 LIS 事業に係る支払手形及び買掛金、契約負債、その他流動負債。

（2）固定負債

なし

3. 承継の対象となる契約（労働契約を除く。）及び権利義務

本件 LIS 事業に係る契約及び権利義務。

4. 労働契約

本件 LIS 事業に従事する従業員の労働契約は承継しない。なお、丙が承継した本件 LIS 事業を行うにあたっては、甲の従業員を甲から丙に出向させることとする。

承継権利義務明細表（丁）

本件分割において、丁が甲より承継する本件 OIS 事業における資産、負債その他権利義務は以下のとおりである。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2022 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

（1）流動資産

本件 OIS 事業に係る現金及び預金、受取手形及び売掛金、商品及び製品、仕掛品、原材料、その他流動資産。

（2）固定資産

本件 OIS 事業に係る機械装置及び運搬具、建設仮勘定、ソフトウェア、その他固定資産。

2. 承継の対象となる債務

（1）流動負債

本件 OIS 事業に係る支払手形及び買掛金、その他流動負債。

（2）固定負債

なし

3. 承継の対象となる契約（労働契約を除く。）及び権利義務

本件 OIS 事業に係る契約及び権利義務。

4. 承継の対象となる許認可等

甲が効力発生日までに本件 OIS 事業に関してのみ保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

5. 労働契約

本件 OIS 事業に従事する従業員の労働契約は承継しない。なお、丁が承継した本件 OIS 事業を行うにあたっては、甲の従業員を甲から丁に出向させることとする。

承継権利義務明細表（戊）

本件分割において、戊が甲より承継する本件販売事業における資産、負債その他権利義務は以下のとおりである。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2022年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

（1）流動資産

本件販売事業に係る現金及び預金、受取手形及び売掛金、商品及び製品、その他流動資産。

（2）固定資産

本件販売事業に係るその他固定資産。

2. 承継の対象となる債務

（1）流動負債

本件販売事業に係る支払手形及び買掛金、その他流動負債。

（2）固定負債

なし

3. 承継の対象となる契約（労働契約を除く。）及び権利義務

本件販売事業に係る契約及び権利義務。

4. 労働契約

本件販売事業に従事する従業員の労働契約は承継しない。なお、戊が承継した本件販売事業を行うにあたっては、甲の従業員を甲から戊に出向させることとする。



別紙2-① 承継会社①の最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000	流動負債	0
現金及び預金	1,000	純資産の部	
固定資産	0	資本金	1,000
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

別紙2-② 承継会社②の最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000	流動負債	0
現金及び預金	1,000	純資産の部	
固定資産	0	資本金	1,000
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

別紙2-③ 承継会社③の最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000	流動負債	0
現金及び預金	1,000	純資産の部	
固定資産	0	資本金	1,000
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

別紙2-④ 承継会社④の最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては成立の日における貸借対照表）の内容

成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000	流動負債	0
現金及び預金	1,000	純資産の部	
固定資産	0	資本金	1,000
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000